

# 利用者負担額(保育料)について

利用者負担額(保育料)は、国が定める水準を上限に、市で設定しています。所得に応じた負担を基本としており、所得が高いほど、利用者負担額(保育料)は高額になります。詳しくは、安中市利用者負担額徴収基準額表(P16)にて、ご確認ください。

利用する主な施設	支給認定区分	内容
幼稚園・認定こども園	1号認定 (教育標準時間認定)	令和元年10月より、保育料は無償化となりました。また、安中市にお住いの方は副食費についても令和6年4月から無償化となります。
保育園・認定こども園	2号認定 (保育認定)	※左記の「2号認定」とは、年少クラス以上の児童をいいます。年度途中で満3歳になる保育認定を受けている児童の保育料は、「3号認定」の内容となります。
保育園・認定こども園 地域型保育事業	3号認定 (保育認定)	児童の保護者の所得に応じた負担を基本としており、市町村民税所得割額により算定します。  ※「短時間認定」「標準時間認定」の区分により利用者負担額(保育料)が異なります。

## ○利用者負担額(保育料)の減額・免除について(3号認定の場合)

### (1)第3子目以降の利用者負担額(保育料)について

子どもを3人以上扶養している場合には、申請に基づき、第3子目以降の就学前児童について、利用者負担額(保育料)が無料となります。

※申請に基づいて無料となりますので、申請がない場合には、該当になりません。

※「子ども」とは、「子ども・子育て支援法第6条の子ども(18歳未満)」とします。

### (2)多子世帯及びひとり親家庭等(「母子・父子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」)の利用者負担額(保育料)について

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。

【例】兄：小3→カウントせず  
弟：年中→第1子  
妹：年少→第2子



**第2子  
半額**

ただし、「年収約360万円未満相当世帯」については、下記のとおりカウントします。

「年収約360万円未満相当世帯」の場合	<p>保育料を支払う保護者と生計を一にする入園児のきょうだいがいる場合には、きょうだいの年齢にかかわらず、人数に応じてカウントします。</p> <p>【例1】兄：小6→第1子 弟：年中→第2子</p> <p>【例2】姉：高2→第1子 妹：年中→第2子</p>
---------------------	---

「年収約360万円未満相当世帯」とは、以下の世帯となります。

※保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、57,700円未満の世帯。

※ひとり親家庭等(「母子・父子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」)については、77,101円未満。

3号認定	<b>ひとり親世帯等</b> <small>(「母子・父子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」)</small>	市町村民税 所得割額	<b>ひとり親世帯等以外</b>
	無料	市町村民税非課税	無料
	<b>第1子</b> 標準時間：2,300円 短時間：2,200円	57,700円未満	<b>第2子</b> 半額  <b>第3子目以降</b> 無料
	<b>第2子目以降</b> 無料	57,700円以上	
第2子半額・第3子目以降無料	77,101円未満		
		77,101円以上	